

# 墨田区消費者ニュース

平成29年10月発行 第131号

【編集・発行】すみだ消費者センター  
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)  
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



## 秋の消費生活イベント!

是非ご参加ください!!

おしなりくんと  
あづちゃんも  
待ってます!

入場無料

### すみだ消費生活展 2017

～くらしのヒント 見つかるよ～

会場 すみだリバーサイドホール他

( 吾妻橋1-23-20 墨田区役所併設 )

10月21日(土)午後1時～4時

10月22日(日)午前10時～午後3時

(入場は各日とも終了30分前まで)

福引スタンプラリークイズに答えて景品をもらおう♪  
その他にも・・・  
落語、マジックショー  
産直野菜市、骨密度測定  
すみだ花体操、展示コーナー  
フチファッションショー など  
イベント盛りだくさん!

消費者講座

### 人生100年時代の片付け術

～ 年末にあわてない! かんたん整理のコツ ～

終末期などライフサイクルに応じた整理や片付けのコツを学びます。

時期 11月21日(火)午後2時～3時半 会場 女性センター3階ホール

講師 一般社団法人 実家片づけ整理協会 対象 在住・在勤・在学者

定員 100名

申込 11月2日(木)午前9時から すみだ消費者センター 電話 5608-1516 へ

# 訪問買い取りに気を付けましょう！

～ 貴金属の買い取りと告げずに訪問してくる買取業者～

## 【相談事例】

たびたび訪問買取の業者から勧誘電話があったが、いつも断っていた。昨日の業者は「引き出物のお皿1枚でもよい。また、古着やカバンがあったら一緒に買い取る。」と言ったので訪問を了承してしまった。訪問してきたので食器を出すと、「食器は箱に入ったものしか買い取れない。それよりも貴金属を見せてほしい。」と言われた。断ったが、「値段を知っておくだけでもどうか。」などと強引だった。断って帰ってもらったが、不愉快な思いをした。

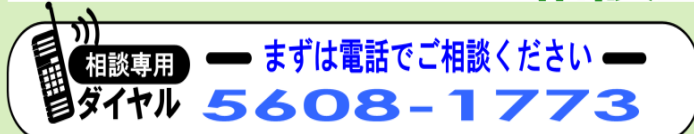
## 【アドバイス】

古着、古靴、中古カメラなど何でも買い取ると言ってお訪問し、実際は貴金属の買い取りが目的という相談が寄せられています。東京都ではこのような訪問目的を偽った訪問買取業者に業務改善を指示しました。

「何でも買い取る」などと言われても、訪問目的をよく確認し、安易に訪問を了承しないようにしてください。貴金属の買い取りを勧誘されても売るつもりがなければ毅然と断りましょう。

訪問購入（買取）は特定商取引法で規制されており、契約書面の交付から8日間は、クーリング・オフにより契約を解除できます。不本意な契約をさせられてしまった場合は、消費者センターにご相談ください。

## すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線  
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

